

札幌市ごみステーションの設置及び清潔保持等に関する要綱

平成 20 年 3 月 28 日 環境局長決裁

令和 5 年 2 月 24 日 一部改正

目次

第 1 章 総則（第 1 条－第 5 条）

第 2 章 ごみステーションの位置等に係る基準（第 6 条－第 7 条）

第 3 章 共同住宅に係るごみステーション及びごみ保管場所の設置及び管理（第 8 条－第 16 条）

第 4 章 共同住宅敷地内ごみステーション設置基準（第 17 条－第 21 条）

第 5 章 共同住宅ごみ保管場所設置基準（第 22 条）

第 6 章 雑則（第 23 条）

附則

第 1 章 総則

（目的）

第 1 条 この要綱は、札幌市廃棄物の減量及び処理に関する条例（平成 4 年条例第 67 号）第 31 条及び第 31 条の 2 に規定する家庭廃棄物（以下「ごみ」という。）の排出方法、ごみステーションの清潔保持及びごみステーション等の設置等について必要な事項を定め、円滑なごみ収集作業を確保するとともに、良好な居住環境の確保を図ることを目的とする。

（定義）

第 2 条 この要綱における用語の意義は、以下のとおりとする。

- (1) ごみステーション ごみ収集当日のみ、ごみを排出及び収集するための一時的な集積場所をいう。
- (2) ごみ保管場所 ごみを収集日までの間保管するため、建築物内又は建築物とは別に設ける場所をいう。
- (3) 共同住宅 共同住宅、寄宿舎又は下宿の用に供する建築物をいう。
- (4) 共同住宅の建築主 共同住宅を建設しようとする者をいう。
- (5) 共同住宅の所有者等 共同住宅の所有者又は所有者以外にその建築物の管理について権限を有する者がいるときは当該権限を有する者をいう。

(6) 道路 道路法(昭和 27 年法律第 180 号)に規定する道路、道路運送法(昭和 26 年法律第 183 号)に規定する自動車道及び一般交通の用に供するその他の場所をいう。

(7) 通路 建物敷地内の人や車の通り道をいう。

(市の責務)

第 3 条 市は、効率的かつ安全・衛生的にごみの収集をしなければならない。

2 市は、ごみステーションの清潔保持のため効果的な施策を立案するとともに、住民組織、クリーンさっぽろ衛生推進員、利用する市民及び共同住宅の所有者等と協力のうえ清潔保持を推進しなければならない。

(市民の責務)

第 4 条 市民は、市が告示する一般廃棄物処理実施計画に定める収集方法等に示された排出方法に従い、ごみの排出を行わなければならない。

2 市民は、ごみステーションの清潔保持のため、次の各号に掲げる方法により、自らごみステーションを管理するものとする。

(1) ネットやカラスよけサークル等の管理器材を有効に活用し、ごみの飛散防止に努めること。

(2) 管理器材の購入については応分の費用負担をすること。

(3) 管理器材の整理、ごみステーションの清掃及び除雪については、当番制を採用することなど利用する市民全員が協力して行うこと。

(4) 転入等により、既存のごみステーションを新たに使用する場合は、あらかじめ当該ごみステーションを利用している者等に、その管理方法等を確認すること。

3 市民は、自ら管理するごみステーションにごみを排出するものとする。

4 市民は、ごみステーションの清潔保持のための市の施策に協力しなければならない。

第 5 条 ごみステーションへのごみの排出に用いる容器は、次の各号に定めるものとする。

(1) 燃やせるごみ及び燃やせないごみを排出する場合は指定袋

(2) 前号に定めるもの以外のごみを排出する場合は次に定める基準に適合する袋
ア 十分な強度があること。

イ 指定袋と同程度以上の透明度を有すること。

ウ 着色されている場合、黒・灰・茶等の暗い色以外のものによること。

エ 文字、図柄等がある場合は、それにより中身の識別が妨げられないこと。

2 前項第1号の規定にかかわらず、道路、公園等公共の場所を清掃して出たごみを排出する場合は、ボランティア清掃専用ごみ袋を用いることができる。

第2章 ごみステーションの位置等に係る基準(共同住宅の敷地内に設置する場合を除く。)

(事前協議)

第6条 ごみステーションの位置は、次条に定める基準に適合することを当該住所地を所管する清掃事務所長(別表1)との間で確認したうえで、住民組織及び利用する市民等が決めるものとする。ただし、共同住宅の敷地内に設置する場合は第17条から第19条までに定める基準に従い設置しなければならない。

(位置等についての基準)

第7条 ごみステーションの位置等については、原則として以下のすべての基準に適合するものであること。ただし、共同住宅の敷地内に設置する場合は第17条から第19条までに定める基準に従い設置しなければならない。

- (1) 歩道又は道路側端等であること。
- (2) 交差点、横断歩道付近等道路交通法(昭和35年法律第105号)に抵触することなく、ごみ収集車が停車して安全に収集作業を行えること。
- (3) 次のア～ウに該当しないこと。
 - ア 見通しの悪いカーブした道路
 - イ 急勾配の道路
 - ウ 回転又は方向転換ができない袋路状道路
- (4) 円滑に収集作業を行うため、ごみステーションとごみ収集車停車位置の間に収集作業の障害となるものがないこと。
- (5) 歩道又は道路側端上には、ごみステーションに付帯する固定式の設備を設置しないこと。

2 ごみステーション1箇所当たりの利用世帯数は、20～30世帯を基準とする。ただし、当該住所地を所管する清掃事務所長が地域の実情等に応じて必要と認める場合は、10～15世帯を基準とすることができる。

3 前項の規定にかかわらず、当該住所地を所管する清掃事務所長が前項の基準によりがたい、やむを得ない事情があると認める場合は、当該清掃事務所長がごみステーションの利用世帯数について個別に判断するものとする。

第3章 共同住宅に係るごみステーション及びごみ保管場所の設置及び管理

(対象とする共同住宅)

第8条 この章から第5章までの規定は、住戸を6戸以上有する共同住宅に適用する。
ただし、次条、第10条及び第12条の規定は、親族が複数世帯同居する建築物を除くすべての共同住宅に適用する。

(共同住宅の所有者等の責務)

第9条 共同住宅の所有者等は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) ごみの分別区分、排出日時、排出場所、排出方法、ごみ保管場所等を居住者に周知するとともに、違反する居住者に対しては、直接指導を行うこと。
- (2) ごみステーション及びその周辺の清潔保持について、居住者に徹底を図ること。
- (3) ごみ収集車が敷地内に進入して収集する場合は、ごみステーション周辺（敷地内通路を含む。）に駐車されないよう防止策を講じるとともに、ごみ収集作業に支障がある障害物を除去すること。

2 共同住宅の所有者等は、ごみステーションを利用する者と協力して、次の各号に掲げる事項を行うものとする。

- (1) ごみステーション及びその周辺を清潔に保つこと。
- (2) ごみステーション周辺の除雪を行い、円滑に収集作業を行うことができるようにすること。

(あっせん・仲介業者の責務)

第10条 共同住宅の賃貸等に関するあっせん又は仲介業を営む者は、入居時にごみの分別区分、排出日時、排出場所、排出方法等を入居者に周知しなければならない。

(新築共同住宅に係るごみステーションの設置)

第11条 共同住宅の建築主は、当該共同住宅の敷地内にごみステーションを設置しなければならない。

2 前項に定めるごみステーションを設置する場合は第17条から第19条までに定める基準に従わなければならない。

(既存共同住宅に係るごみステーションの設置)

第12条 共同住宅の所有者等は、当該共同住宅の居住者が専用するごみステーションを設置するよう努めることとする。ただし、近隣に居住する市民とごみステーションを共用することについて合意がなされている場合には、この限りではない。

2 共同住宅の居住者によって継続して不適正排出がなされる等により近隣に居住する市民とごみステーションを共用することについて合意ができなくなったと当該住

所地を所管する清掃事務所長が判断した場合は、当該共同住宅の所有者等は別にごみステーションを設置しなければならない。

3 前項の場合におけるごみステーションの設置場所は当該共同住宅の敷地内とする。ただし、敷地の状態等により敷地内にごみステーションを設置することができないと当該住所地を所管する清掃事務所長が認める場合は、当該共同住宅の敷地の周辺にごみステーションの位置を決めるものとする。

4 ごみステーションを敷地内に設置する場合は第 17 条から第 19 条までに定める基準に従い、敷地の周辺にごみステーションの位置を決める場合は第 6 条及び第 7 条に定める基準に従わなければならない。

(ごみ保管場所の設置)

第 13 条 共同住宅の建築主又は共同住宅の所有者等は、第 22 条に定める基準に従いごみ保管場所を設置しなければならない。ただし、当該共同住宅の敷地内にごみステーションを設置し、第 9 条に定める事項を遵守して清潔を保持している場合はこの限りでない。

2 ごみ保管場所に保管されたごみは、収集当日の朝、ごみステーションに持ち出すものとする。

3 ごみ保管場所及びその周辺は、常に清潔を保持しなければならない。

(近隣住民への説明)

第 14 条 共同住宅の建築主又は共同住宅の所有者等は、当該共同住宅の敷地内にごみステーションを設置する又は当該共同住宅の敷地の周辺にごみステーションの位置を決める場合には、ごみステーションの場所、設備等について、近隣に居住する市民等に説明しなければならない。

2 前項に定める事項は、次条に定める事前協議の前に行わなければならない。

(事前協議・ごみ処理及びごみステーション設置計画書)

第 15 条 共同住宅の建築主は、建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）に基づく建築確認申請又は計画通知の前に、ごみステーションの設置等について建築予定区を所管する清掃事務所長と協議しなければならない。

2 共同住宅の所有者等は、当該共同住宅の敷地内にごみステーションを設置する又は当該共同住宅の敷地の周辺にごみステーションの位置を決める場合には、当該共同住宅の住所地を所管する清掃事務所長と協議しなければならない。

3 第 1 項の協議の際には、「ごみ処理及びごみステーション設置計画書」（様式 1）、第 2 項の協議の際には「ごみ処理及びごみステーション設置計画書」（様式 2）を提

出し、次の各号に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 付近見取り図
- (2) 配置図
- (3) 詳細図（ごみステーション形状図）
- (4) 各階平面図

（ごみ収集の申込み）

第 16 条 共同住宅の建築主又は共同住宅の所有者等は、ごみ収集を開始する 2 週間前までに、「ごみ収集申込書兼所有者等通知書」（様式 3）を共同住宅の住所地を所管する清掃事務所に提出しなければならない。

2 清掃事務所長は前項の申込みを受理したときは、前条に定める計画書の記載内容について現地調査を行うものとする。

3 共同住宅の所有者等は、第 1 項の規定により通知した所有者等に変更があったときは、その旨を「所有者等変更通知書」（様式 4）によって共同住宅の住所地を所管する清掃事務所長に通知しなければならない。

第 4 章 共同住宅敷地内ごみステーション設置基準

（基本事項）

第 17 条 共同住宅の敷地内にごみステーションを設置する場合には、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 設置予定区を所管する清掃事務所長と事前協議を行うこと。
- (2) 原則として 1 棟につき 1 箇所のごみステーションを敷地内に設置すること。
- (3) 隣接する敷地に共同住宅がある場合、所有者間の合意があれば、いずれかの敷地内に、まとめて 1 箇所のごみステーションを設置することができる。
- (4) 容積は 1 住戸につき 60 リットルを基準とする。
- (5) ごみステーション以外の用途と共用しないこと。

2 大型ごみの排出場所は、ごみステーションとは別に、原則として、道路に接する敷地内に設けること。

（設置場所についての基準）

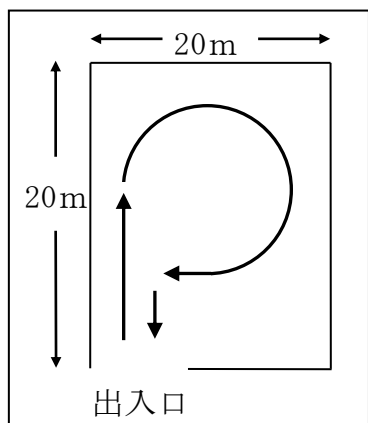
第 18 条 共同住宅敷地内ごみステーションの設置場所についての基準は以下のとおりとする。

- (1) 原則として、ごみ収集車が敷地内に進入せずに収集することができる、道路に

接する場所であること。

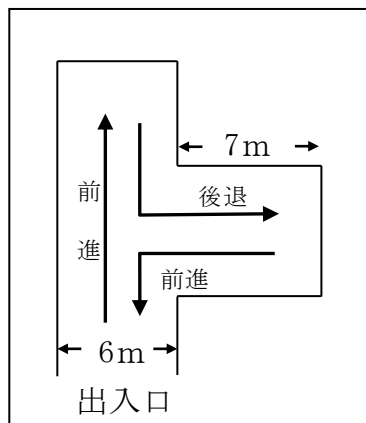
- (2) 交差点、横断歩道付近等道路交通法に抵触する場所でなく、ごみ収集車が停車して安全に収集作業を行える場所であること。
- (3) 道路に接する敷地のうち次のア～ウに接する場所があるときは、これを除く場所であること。
 - ア 見通しの悪いカーブした道路
 - イ 急勾配の道路
 - ウ 回転又は方向転換する場所がない袋路状道路
- (4) 円滑に収集作業を行うため、ごみステーションとごみ収集車停車位置の間に収集作業の障害となるものがないこと。
- (5) 例外措置として、ごみ収集車が敷地内に進入して収集する場合は、以下の要件を満たす場所であること。
 - ア ごみ収集車が前進で敷地内に進入できること。
 - イ 出入口は道路に6m以上接していること。
 - ウ 出入口からごみステーションまでのごみ収集車が進入する敷地内通路は幅員6m以上であること。
 - エ 出入口に門がある場合は、幅6m高さ3.5m以上の開口部があること。
 - オ ごみステーションは敷地内通路以外の場所に設置すること。
 - カ ごみ収集車の退出のため、以下のいずれかの事項に該当していること。(図1参照)
 - (ア) 回転のため400㎡(20m×20m)以上の場所があること。
 - (イ) 方向転換のため幅員6m、長さ7m以上の後退で入れる場所があること。
 - (ウ) 収集後にそのまま前進で通り抜けられること。
 - キ ごみ収集車が進入する敷地内通路はその重量に耐えうる構造であること。
 - ク ごみ収集車が進入する敷地内通路には歩行者等の危険防止のための安全柵等の適当な設備を設置すること。
 - ケ その他市長が特に必要と認める事項。

(7) 回転

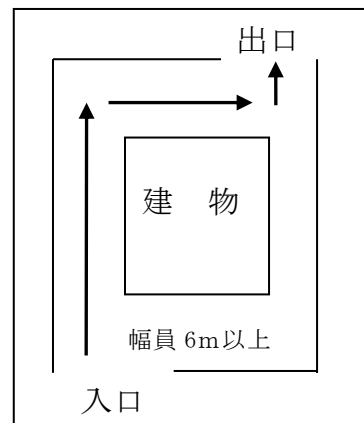


(構造についての基準)

(イ) 方向転換



(ウ) 通り抜け



第19条 共同住宅敷地内ごみステーションの構造についての基準は以下のとおりとする。

- (1) 囲い等を設けるなど、ごみの飛散防止措置を講ずること。
- (2) 道路又は通路に接する長さが奥行きよりも長い形状とすること。
- (3) 雨水又は汚水が溜まらない構造とすること。
- (4) 囲い等はコンクリート、ブロック等の腐食しない材質で造成し、床面は舗装すること。
- (5) 囲い等には、ごみ収集車停車位置側に幅 1.5m 高さ 2m 以上の開口部を設けること。
- (6) 屋根を設置する場合は高さ 2m 以上とすること。
- (7) 扉を設置する場合は、引戸、シャッター等の収集作業に支障がない扉とし、扉を開いたときの開口部は幅 1.5m 高さ 2m 以上とすること。扉は収集当日の朝から収集が終わるまでの間、施錠しないこと。
- (8) ごみステーションの扉等は敷地から出ない構造とすること。

(自動ごみ貯留排出装置 (燃やせるごみ用))

第20条 自動ごみ貯留排出装置 (燃やせるごみ用) を設置する場合は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 騒音、振動対策には十分配慮すること。
- (2) 屋内に設置する場合は、十分な換気設備を設けること。
- (3) 収集作業を行うため、幅 4m、長さ 7m 以上の後退で入れる場所があること。
- (4) 燃やせないごみ、びん・缶・ペットボトル、プラスチックを集積するため、自動ごみ貯留排出装置とは別にごみステーションを設置すること。
- (5) 歩行者等の危険防止のための安全柵等の適切な設備を設置すること。

(敷地内収集の手続き)

第21条 共同住宅の建築主又は共同住宅の所有者等は、共同住宅の敷地内にごみ収集車が進入して収集する場合には、「敷地内収集申請書」(様式5)に収集場所の見取図を添付し、所管の清掃事務所に提出しなければならない。

2 清掃事務所長は前項の申請を受理したときは、第18条第5号又は第20条に定める事項について現地調査を行うものとする。

3 清掃事務所長は敷地内収集を認める場合には「敷地内収集承認通知書」(様式6)によって、敷地内収集を認めない場合には「敷地内収集却下通知書」(様式7)によって、申請者に通知するものとする。

第5章 共同住宅ごみ保管場所設置基準

(ごみ保管場所)

第22条 共同住宅ごみ保管場所の設置についての基準は以下のとおりとする。

- (1) 1住戸につき燃やせるごみ、燃やせないごみ、びん・缶・ペットボトル、プラスチックを合計しておおむね80リットル保管できること。
- (2) 当該適用建築物内又は当該適用建築物外の適当な位置に設置し、各住戸共用又は専用の形態とすること。
- (3) 設置位置及び形態の具体例等については、次表のとおりとする。

適用建築物内	
位置	壁面、階段下、地上階等
禁止場所	防火・防災上等の理由による禁止場所(廊下、階段、非常口、ベランダ、バルコニー、電気配線点検口、給水管点検口等)
具体例	・収納庫(トランクルーム)、物置等 ・車庫等 ・構造物なし(地上階の吹き抜け部分、階段下等) ※他の用途と併用可
	注意事項 ・便所、浴室、玄関、台所の床、流し台等は原則として利用しないこと。利用する場合には、専用の保管設備を設置すること。
適用建築物外	

位 置	敷地内
具体例	<ul style="list-style-type: none"> ・ ゴミ保管庫、収納庫(トランクルーム)、物置、ロッカー、コンテナ等 ・ 車庫等 ・ 囲い(コンクリート製、ブロック製、木製) ・ 蓋付の容器、保管器材 ・ コンクリート、アスファルト舗装床 ・ 構造物なし(敷地内通路又は駐車場等に利用していない敷地) ※他の用途と併用可
備 考	・ ポリ容器の併用等、ごみの飛散防止・防臭・清潔保持に配慮すること。

第6章 雑則

(委任)

第23条 この要綱の施行に関し必要な事項は、環境事業部長が定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は平成20年4月1日から施行する。ただし、次項の規定(同項第5号から第9号までに係る部分に限る。)は同年10月1日から施行する。

(関係要綱、基準及び要領の廃止)

- 2 次の要綱、基準、要領は廃止する。
- (1) 家庭廃棄物の排出方法及びごみステーションの清潔保持等に関する要綱
 - (2) ごみステーションの収集基準
 - (3) 札幌市ワンルーム形式集合住宅に関するごみ保管場所及びごみ排出指導基準
 - (4) 札幌市ワンルーム形式集合住宅に関するごみ保管場所・ごみステーションの運用基準
 - (5) 札幌市共同住宅のごみ保管場所設置に関する指導要綱
 - (6) 札幌市共同住宅におけるごみ保管場所・ごみステーションの指導基準
 - (7) 中高層集合住宅におけるごみ収集施設設置基準
 - (8) 中高層共同住宅におけるごみ収集基準
 - (9) 敷地内収集取扱い要領

(経過措置)

- 3 この要綱第11条及び第13条から第15条までの規定のうち共同住宅の建築主に係る部分は、平成20年10月1日以降に建築基準法(昭和25年法201号)に基づく建築の確認申請又は計画通知を行おうとする建築物から適用する。

附 則

(施行期日)

この要綱は平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要綱は平成 21 年 7 月 1 日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要綱は平成 26 年 10 月 14 日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要綱は平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要綱は令和 2 年 2 月 13 日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要綱は令和 3 年 5 月 1 日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要綱は令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

名 称	所管区域	電話番号	住 所
中央清掃事務所	中央区	581-1153	南区南 30 条西 8 丁目
北清掃事務所	北区	772-5353	北区屯田町 990 番地 3
東清掃事務所	東区	781-6653	東区丘珠町 873 番地 1
白石清掃事務所	白石区・厚別区	876-1753	白石区東米里 2170 番地
豊平・南清掃事務所	豊平区・清田区・ 南区	583-8613	南区真駒内 602 番地 30
西清掃事務所	西区・手稲区	664-0053	西区発寒 15 条 14 丁目 2-1